

小規模事業場の事業者・労働者の皆様へ

地域産業保健センターをご活用ください 産業保健サービスを **無料** で受けられます



山口産業保健総合支援センター 地域窓口 徳山地域産業保健センターのご案内



徳山地域産業保健センターは、独立行政法人労働者健康安全機構山口産業保健総合支援センターの地域窓口として労働者数50人未満の小規模事業場及びその労働者の方々を対象に下記の産業保健サービスを提供しています。

徳山地域産業保健センターは、周南地区(周南市、以下の地域を除く)を担当しておりますが、周南市(大河内、奥関屋、清尾、中村、原、小松原、樋口、八代、安田、呼坂)で産業保健サービスの利用を希望される事業者や労働者の方々は下松地域産業保健センター(0833-41-5234)にお問合せください。

(ご利用は予約制となっております。)



- ① 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導
労働安全衛生法に基づく健康診断の結果、「血中脂質」「血圧」「血糖」「尿中の糖」「心電図」の項目に異常の所見があった労働者に対し、医師や保健師が日常生活面での指導や健康管理に関する情報の提供などを行います。
- ② メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導
不眠等のメンタルヘルス不調を感じている労働者に対し、産業医やメンタルヘルスに対応可能な医師等が相談・指導を行います。
- ③ 健診結果についての医師からの意見聴取 **(事業者を実施義務)**
労働安全衛生法に基づく健康診断で、異常所見のあった労働者に関して、健康を保持するために必要な就業上の措置について医師の意見を聴くことができます。
- ④ 長時間労働者に対する面接指導 **(事業者を実施義務)**
時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、医師による面接指導を行い、その結果に基づく事後措置について、事業者は医師の意見を聴くことができます。
- ⑤ ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導 **(事業者を実施義務)**
ストレスチェックの結果、高ストレス者と判定された労働者に対し、医師による面接指導を行い、その結果に基づく事後措置について、事業所は医師の意見を聴くことができます。
- ⑥ 個別訪問による産業保健指導
医師、保健師又は労働衛生工学専門員が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言等を行います。
- ⑦ その他の産業保健相談
上記以外にも労働者の健康管理等産業保健に関して、広く相談に対応いたします。

③、④、⑤の実施は、労働安全衛生法により事業者には義務付けられています。
(④、⑤は対象者から申し出があった場合)
①、②は労働者からの申し込みにも対応いたします。

連絡先 徳山地域産業保健センター TEL 0834-32-7950 FAX 0834-31-1623

コラム

▶ 事業場の規模と業種

「事業場」とは？

「事業場」の解釈としては、昭和47年9月18日付け発基第91号の第2の3「事業場の範囲」で示されております。

その中で、労働安全衛生法は、**事業場を単位として、その業種・規模等に応じて適用すること**としており、事業場の適用単位は、労働基準法における考え方と同一です。

つまり、**一の事業場であるか否かは主として場所的観念（同一の場所か離れた場所かということ）によって決定すべきであり、同一の場所にあるものは原則として一の事業場とし、場所的に分散しているものは原則として別個の事業場とされています。**

例外としては、場所的に分散しているものであっても規模が著しく小さく、組織的な関連や事務能力等を勘案して一の事業場という程度の独立性が無いものは、直近上位の機構と一括して一の事業場として取り扱うとされています。

また、同一の場所にあっても、著しく労働の態様を異にする部門がある場合には、その部門を主たる部門と切り離して別個の事業場としてとらえることにより労働安全衛生法がより適切に運用できる場合には、その部門は別個の事業場としてとらえることとしています。この例としては、工場内の診療所などがあげられます。

「事業場の業種」とは？

事業場の業種の区分については、「その業態によって個別に決するもの」とされており、**事業場ごとに業種を判断することになります。**

例えば、製鉄所は製造業とされますが、その経営や人事の管理をもっぱら行っているその本社は「その他の事業」ということになります。

したがって、衛生管理者等の選任などが必要な事業場であるか否かは、上記によって判断されることとなり、例えば、企業規模（企業全体の労働者数）が300人の企業であっても、

本社（労働者70人・その他の事業）

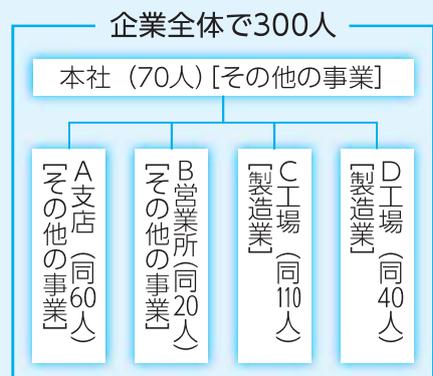
A支店（同60人・その他の事業）

B営業所（同20人・その他の事業）

C工場（同110人・製造業）

D工場（同40人・製造業）

のように事業場が分かれている場合、衛生管理者の選任が必要な事業場は本社、A支店及びC工場であり、B営業所とD工場は労働者数が50人未満なので衛生管理者の選任義務はありません。



また、衛生管理者を選任するに当たっては、本社とA支店は業種が「その他の事業」であるため、第2種衛生管理者免許を持っている者を衛生管理者として選任できますが、C工場は「製造業」であるため、第2種衛生管理者免許だけしか持っていない者については衛生管理者として選任できず、第1種衛生管理者免許や衛生工学衛生管理者免許等の資格を有する者の中から選任する必要があります。